

警察庁丁生企発第 59 号
国土入企第 4 号
令和元年 5 月 27 日

建設業団体の長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長



国土交通省土地・建設産業局建設業課長



警備業における適正取引を推進する取組について

警備業における適正取引を推進するため、「警備業における取引実態調査の結果を踏まえた対応について」（令和元年 5 月 27 日付け警察庁丙生企発第 6 号・公取企第 4 号・国土入企第 3 号）が出されたところですが、その中でも触れられているとおり、警察庁と国土交通省が行った警備業者と建設業者との取引実態調査結果では、契約内容（特に、警備業務の変更に係る事項）について不明確なものが比較的多い状況が認められました。

上記調査結果を踏まえ、警備業者と建設業者が契約内容を明確化し、取引上の課題を解決することにより、交通誘導警備業務の適正化を促進するとともに建設工事の適正な施工が図られるよう、（一社）全国警備業協会において、別添のとおり見積関係書類記載例を作成したところです。

建設業の業界団体におかれましては、別添の見積関係書類記載例の活用などにより、契約内容の明確化及び適正な取引を推進されますよう、お願い申し上げます。





見積関係書類記載例

令和〇年〇月〇日

別添

(顧客名) 御中
 御担当: (御担当者様) 様
 件名: ○〇ビル工事

(警備業者名、法人代表名)
 〒 (郵便番号)
 (住所)
 TEL (電話番号)

項目	内容
警備業務を行う期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
警備業務を行う日及び時間帯	平日 午前〇時～午後〇時(休憩〇時間含)
警備業務実施計画の確定日	協議の上、警備業務実施日の〇日前までに確定
警備業務を行うこととする場所	東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
警備員の人数	〇人/日
警備員の対象業務	車両及び歩行者の誘導並びに工事関係車両の出入口誘導業務(ただし、建設作業、車両による資機材・人員の搬送等は含まない。)
契約の対象外となる業務への対応	両社でその都度協議
施設の使用料(休憩所、トイレ等)	1日〇円(又は依頼者側が負担)
警備員が有する知識及び技能	交通誘導警備業務〇級検定合格警備員又はそれに準ずる知識及び技能を有する。
警備員が用いる服装	弊社所定の制服
使用する機器又は各種資機材	無線機、手旗、誘導灯、警笛
緊急時(負傷者等の事故発生等)の措置	警備指令書に基づき措置を行うとともに、緊急連絡先一覧に基づき必要な連絡を行う。
報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	毎日、警備業務終了後に警備報告書を作成し、提出する。
警備料金	<p>※公共工事設計労務単価に基づいて算出</p> <p>【警備員(有資格:〇級)】 通常勤務 1日1名 〇円(消費税込) 時間外勤務(〇時〇分～〇時〇分)、1時間1名 〇円(消費税込)</p> <p>【警備員(資格無し)】 通常勤務 1日1名 〇円(消費税込) 時間外勤務(〇時〇分～〇時〇分)、1時間1名 〇円(消費税込)</p> <p>【その他】 休日割増:上記労務費の〇%増 ゴールデンウィーク、お盆休み等についての条件は下記に記載</p>
支払いの時期及び方法	毎月〇日締切、翌月〇日(支払条件:〇日払い)
警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託せず、すべての警備業務を弊社にて実施する。
免責に関する事項	(1) 天災地変その他弊社の責めに帰さない損害 (2) 弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害
損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害について、警備業賠償責任保険に基づき、対人〇円、対物〇円を限度として賠償する。ただし、1事故につき総額〇円まで。
契約の更新に関する事項	警備業務期間を延長するときは、契約の更新について相互に協議して決定する。
契約の変更に関する事項	<p>確定した警備計画を変更する場合の御社の支払額</p> <p>(1) 暴風雨その他の理由で工事が中止になったとき、キャンセルの事前連絡が〇〇以降の場合は、警備料金の〇%(消費税込)</p> <p>(2) その他、御社の都合により工事が中止になったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇日前までに御社から連絡があったとき、警備料金の〇%(消費税込) 〇日の〇時までに御社から連絡があったとき、警備料金の〇%(消費税込) 〇日の〇時以降に御社から連絡があったとき、警備料金の〇%(消費税込) <p>※〇〇までに御社から連絡があったときは、変更に伴う費用は発生しません。 ※大規模災害時など、止むを得ない理由により連絡が困難な場合は別途協議</p>
契約の解除に関する事項	その都度協議
警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社、警備事業部課長 ○〇〇〇 TEL.03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
特約事項	なし

特記事項等を入力

警察庁丙生企発第6号
公取企第4号
国土入企第3号
令和元年5月27日

建設業団体の長 殿

警察庁生活安全局長



公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長



国土交通省土地・建設産業局長



警備業における取引実態調査の結果を踏まえた対応について

警備業では、昨年、(一社)全国警備業協会において、「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を策定し、警備業務の依頼者との協働による取引上の課題解決等に取り組んでいるところです。

警察庁では、関係省庁と連携しながら、これらの取組を支援しているところです。

こうした中、警備業の取引実態を把握するため、公正取引委員会において、警備業の取引実態調査を実施したところです。

また、警察庁と国土交通省においては、警備業者との取引が多い業種の一つである建設業者との取引実態について、関係業界団体を通じて調査を行ったところです。

公正取引委員会が行った警備業の取引実態調査では、建設業者と警備業者との一部の取引において、建設業者による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている状況が認められました。特に、不当な給付内容の変更及び不当な経済上の利益の提供要請について、今後の取引の継続への影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れているとの警備業者からの回答が比較的高い割合となっていました。



警察庁と国土交通省が行った警備業者と建設業者との取引実態調査結果では、契約内容（特に、警備業務の変更に係る事項）について不明確なものが比較的多い状況が認められました。契約内容が不明確であることは、問題発生時に当事者間のトラブルとなり得るだけでなく、警備業務の依頼者である建設業者において、取引上問題となり得る行為であるとの疑いを受けるおそれがあります。

したがって、建設業の業界団体におかれましては、上記調査結果を踏まえ、本調査結果及び独占禁止法上の優越的地位の濫用規制の内容について傘下会員に周知徹底するなど、違反行為の未然防止及び取引の公正化に向けた取組を行っていただくとともに、警備業における適正取引を推進するため、契約内容の明確化を図っていただくようお願いいたします。